

2024年輸入クォータ管理一覧表

WTO加盟後、ベトナムは殆どの品目の関税率の引き下げを約束したが、卵、タバコ原料、砂糖、塩などわずかな品目については、ベトナム国内生産を保護するため、関税割当が設けられている。定められた数量内で輸入する場合は、優遇関税を受けられるが、商工省の許可を申請する必要がある。その他の場合は、関税局に輸入手続を行うこととなり、数量が制限されないものの、通常の税率または特別税率が適用されることになる。

輸入クォータについて、国内生産能力および国内需要のバランスを考慮した上で、商工省は毎年それぞれの物品の輸入クォータを規定する。

また2015年12月31日付通達56/2015/TT-BCTではラオス産の米の一部品目とタバコ原料の一部品目に対し特別な輸入クォータを設定し、枠内は無税となる特別措置を2016年1月1日より実施していた。同様にカンボジアに対しても、2016年12月5日付通達28/2016/TT-BCTにおいてカンボジア産の米の一部品目とタバコ原料の一部品目に対し特別な輸入クォータを設定していたが、いずれの措置も2017年12月末日で廃止となった。2024年輸入クォータ管理一覧表およびその税率は以下のとおりである。

表1 2024年輸入クォータ管理一覧表およびその税率

コード	物品名	クォータ内の税率	クォータ外の税率	根拠文書名称
04.07	鳥卵、殻、生の物または調理された物。			政令 26/2023/ND-CP (2023年5月31日施行) 2024年の輸入クォータは、通達 37/2023/TT-BCT によって定められている。 (なお、ユーラシア経済連合加盟国を原産とする卵については、通達 04/2023/TT-BCT により、2023年から2027年までの輸入クォータが定められている。)
	- その他の生卵：			
0407 21 00	-- 鶏(Gallus domesticus)の家禽	40	80	
0407 29	-- その他			
0407 29 10	--- 家鴨	40	80	
0407 29 90	--- その他	40	80	
0407 90	- その他			
0407 90 10	-- Gallus domesticus 種の家禽	40	80	
0407 90 20	-- 家鴨	40	80	
0407 90 90	-- その他	40	80	

コード			物品名	クオータ内の税率	クオータ外の税率	根拠文書名称
17.01			さとうきびまたは砂糖、および化学的に純粋な砂糖、角砂糖。			政令 26/2023/ND-CP
			-- 人口調味料、または着色料を添加していない生糖：			(2023年5月31日施行)
1701	12	00	-- 甜菜糖	25	80	(なお、ASEAN
1701	13	00	-- 遠心分離を使用せず生成された蔗糖の内、乾いた状態でスクロースの比重が旋光度 69 度以上 93 度未満であるもの。これら内の下反角の微結晶で通常と形が異なり糖分以外の物質が付着したもの。	25	80	諸国を原産とする砂糖については、通達 23/2019/TT-BCT に基づき、2020年1月1日以降、輸入クオータは適用されていない。)
1701	14	00	-- その他の砂糖	25	80	
			- その他			
1701	91	00	-- 添加された香味料または着色料を含有する砂糖	40	100	
1701	99		-- その他	40		
1701	99	10	--- 精糖	40	85	
1701	99	90	--- その他	40	85	
コード			物品名	クオータ内の税率	クオータ外の税率	根拠文書名称
24.01			未加工タバコ; タバコのごみ。			政令 26/2023/ND-CP
2401	10		- タバコ、茎が抜かれていない物			(2023年5月31日施行)
2401	10	10	---- バージニア葉タイプ、焼成硬化したもの	30	80	
2401	10	20	---- バージニア葉タイプ、焼成硬化したもの以外	30	90	2024年の輸入クオータは、通達 39/2023/TT-BCT によって定められている。
2401	10	40	-- バーリー葉	30	80	(なお、ユーラシア経済連合 (EEU) 加盟国を原産とするタバコ原料については、通達 04/2023/TT-BCT により、2023年から2027年までの輸入クオータが定められている。)
2401	10	50	- その他、焼成硬化されたもの	30	80	
2401	10	90	-- その他	30	90	
2401	20		- タバコ、部分的にまたは全体的に茎で覆われているもの			
2401	20	10	-- バージニアタイプ、焼成硬化されたもの	30	80	
2401	20	20	-- バージニアタイプ、焼成硬化されたものを除く	30	90	
2401	20	30	-- オリエント葉	30	90	
2401	20	40	-- バーリー葉	30	80	

2401	20	50	- その他、焼成硬化されたもの	30	80	
2401	20	90	-- その他	30	90	
2401	30		- タバコのごみ			
2401	30	10	-- タバコの茎	15	80	
2401	30	90	-- その他	30	90	
コード			物品名	クォータ内の税率	クォータ外の税率	根拠文書名称
25.01			塩（食塩および変性塩を含む）および純塩化ナトリウム、海水。 （水溶液中であろうとなかろうと、または添加された固結防止剤または自由流動剤が含有するか否かにかかわらず）			政令 26/2023/ND-CP （2023年5月31日施行） 2023年の輸入クォータは、通達37/2023/TT-BCTによって定められている。
2501	00	10	- 食卓塩	30	60	
2501	00	20	- 未処理の岩塩	30	60	
2501	00	50	- 海水	15	50	
			- その他:			
2501	00	91	-- 塩（食塩および変性塩を含む）および純塩化ナトリウム。海水のうち、60%以上97%未満の塩化ナトリウム含量を、乾燥基準で計算し、ヨウ素で強化したもの	15	50	
2501	00	92	- 塩（食塩および変性塩を含む）および純塩化ナトリウム。海水のうち、その他塩化ナトリウム含量97%以上99.9%未満（乾燥基準）のもの	15	50	
2501	00	99	-- その他	15	50	